

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による事務において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱うに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、高浜市個人情報保護条例(平成7年高浜市条例第37号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の関係法令(以下「関係法令」という。)を遵守し、この契約による事務の処理のために必要な範囲内で、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(特定個人情報を取り扱う者の明確化)

第2条 乙は、この契約による事務において特定個人情報を取り扱う場合は、当該個人情報を取り扱う者をあらかじめ明確にし、甲の求めがあったときは、速やかに報告しなければならない。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務において個人情報を収集するときは、その利用目的を明示し、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4条 乙は、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報をこの契約による事務の処理以外の目的に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報を第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報が記録された資料等(複写又は複製したものを含む。次条において同じ。)を事業所内から持ち出してはならない。

(資料等の引渡し)

第8条 乙は、この契約が終了したときは、速やかに、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が別の方法を指示した場合は当該方法によるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第11条 乙は、この契約による事務において個人情報を取り扱う者(以下「従事者」という。)に対して、個人情報の取扱いについて適切に監督し、及び教育し、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に努めなければならない。

(従事者への周知)

第12条 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、関係法令の規定に基づき処罰される場合があることを周知しなければならない。

(実施調査等)

第13条 甲は、この個人情報取扱特記事項の内容の遵守の状況について、随時、乙に対して報告を求め、実施調査を行い、又は必要な指示を行うことができる。

(事故の場合の措置)

第14条 乙は、この個人情報取扱特記事項の内容に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに甲に報告し、指示に従わなければならない。

(契約解除等)

第15条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除し、及び損害賠償を請求することができる。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいう。